

「写」

七中総総第四二五号

令和七年六月二十四日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

原 田 賢 一 様

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、左記のとおり損害賠償額の決定を専決処分しましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により報告します。

記

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第二条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年三月三十一日

三 損害賠償額

五十六万五千九百六十円

四 損害賠償の相手方

東京都大田区西馬込

女性（事件当時の年齢 三十八歳）

五 事件の概要

令和五年三月十九日午後零時十分頃、京華コミュニティルーム洋室において、床に生じていた亀裂に損害賠償の相手方の左足がはまり、負傷させた。このため、国家賠償法第二条第一項の規定に基づき、本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、前記金額のとおり損害賠償額を決定したものである。